



大伸化学株式会社

証券コード：4629

第74期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2026年6月26日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場所

東京都港区芝大門一丁目9番9号
野村不動産芝大門ビル 11階
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

議決権行使期限

2026年6月25日（木曜日）
午後5時まで

目次

- 第74期定時株主総会招集ご通知
- 株主総会参考書類

第1号議案

剰余金処分の件

第2号議案

取締役6名選任の件

- 事業報告
- 連結計算書類
- 計算書類
- 監査報告書

(証券コード：4629)

2026年6月5日

(電子提供措置の開始日 2026年6月4日)

株 主 各 位

東京都港区芝大門一丁目9番9号

大伸化学株式会社

代表取締役社長 堀 越 進

第74期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第74期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイト「第74期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.daishin-chemical.co.jp/ir/library/shareholders/>



また、上記のほか、インターネット上の以下のウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コード（4629）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R 情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討いただき、2026年6月25日（木曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2026年6月26日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都港区芝大門一丁目9番9号
野村不動産芝大門ビル11階
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 第74期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第74期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役6名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書面において、各議案に賛否の意思表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネットによる方法で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主様にご送付しております書面（第74期定時株主総会招集ご通知）は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・連結注記表
 - ・個別注記表
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトには修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様が当社の経営に参加できる重要な権利です。
3頁、4頁をご参照の上、いずれかの方法にてご行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席いただく場合 ※

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。



株主総会開催日時

2026年6月26日（金曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

郵送（書面）にて議決権を行使いただく場合

電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。議決権行使書面において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。



行使期限

2026年6月25日（木曜日）
午後5時必着

※ 開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

※ 資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

- (1) インターネットによる議決権行使について
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
【電話】 0120 (652) 031 （受付時間 9:00～21:00）
- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。
ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。
イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座の株主様）
三井住友信託銀行 証券代行部
【電話】 0120 (782) 031 （受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く）

電磁的方法(インターネット)による議決権行使



行使期限

2026年6月25日(木)
午後5時行使完了分まで

「スマート行使」によるご行使

1 スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード※」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

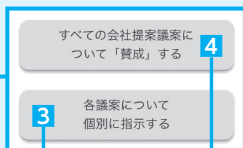


※QRコード※は、株式会社デンソーウェアの登録商標です。



2 議決権行使ウェブサイトを開く

表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。



3 各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

4 全ての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了!



一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード※を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

インターネットによるご行使

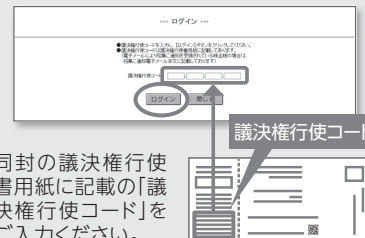
1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



<https://www.web54.net>

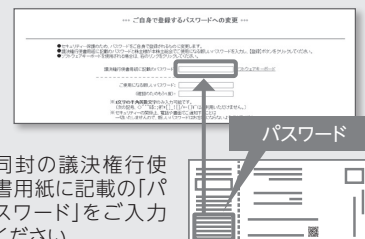


2 ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。

3 パスワードを入力する



同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要施策のひとつとして位置付けており、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

第74期の期末配当につきましては、当事業年度の業績及び今後の事業展開を勘案し、前期末配当より1株につき5円の増額を行い、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類	金銭といたします。		
(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき	普通配当	45円
	総額		205,882,965円
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日	2026年6月29日		

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名（うち、社外取締役2名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	取締役会出席状況
1	ほり 越 進	再任 代表取締役社長 兼総務部担当	100% (6回／6回)
2	つば 田 法 幸	再任 常務取締役 営業本部長 兼東日本統括	100% (6回／6回)
3	さわ い みつ のり 澤 井 光 範	再任 取締役 製造本部長 兼越谷工場長 兼システムセンター長 兼安全環境室担当	100% (5回／5回)
4	やま だ えい じ 山 田 栄 司	再任 取締役 資材部長	100% (5回／5回)
5	の ざき みつる 野 崎 満	再任 社外 独立 社外取締役	100% (6回／6回)
6	ふく だ じゅんいちろう 福 田 純一郎	再任 社外 独立 社外取締役	100% (5回／5回)

1

ほり 堀
こし 越
すすむ 進

(1960年6月12日生)

再任

- 取締役会への出席状況：100%（6回/6回）
- 所有する当社の株式数：33,000株
- 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 3 月	当社入社	2019年 6 月	当社代表取締役社長資材部担当
2007年 4 月	当社第二営業部副部長	2022年10月	山崎梱包運輸株式会社取締役
2010年 4 月	当社第三営業部長	2023年 6 月	当社代表取締役社長兼総務部・資材部担当
2011年 4 月	当社樹脂カット事業部長兼第三営業部長	2024年 2 月	山崎梱包運輸株式会社代表取締役社長
2013年 6 月	当社執行役員樹脂カット事業部長兼第三営業部長	2024年 5 月	同社取締役（現任）
2016年 6 月	当社取締役樹脂カット事業部長兼第三営業部	2025年 6 月	当社代表取締役社長兼総務部担当（現任）

- 当社との特別の利害関係：なし
- 取締役候補者とした理由

同氏は、当社の事業に関する幅広い見識を有しており、2019年6月からは代表取締役社長としてリーダーシップを発揮し、当社の経営基盤強化に貢献していることから、当社の持続的な企業価値向上に資する者として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

2

つば 坪
た 田
のり 法
ゆき 幸

(1964年6月11日生)

再任

- 取締役会への出席状況：100%（6回/6回）
- 所有する当社の株式数：17,200株
- 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4 月	当社入社	2023年 4 月	当社取締役営業本部副本部長兼東日本統括兼第一営業部長
2009年 6 月	当社大阪支店長	2025年 6 月	当社常務取締役営業本部長兼東日本統括兼第一営業部長
2019年 6 月	当社取締役大阪支店長	2026年 4 月	当社常務取締役営業本部長兼東日本統括（現任）
2022年 6 月	当社取締役営業本部副本部長兼大阪支店長兼第一営業部長		

- 当社との特別の利害関係：なし
- 取締役候補者とした理由

同氏は、入社以来、営業部門における豊富な経験と実績を有しており、2019年6月に取締役就任以降は取締役の職務全般を適切に遂行していることから、当社の持続的な企業価値向上に資する者として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

3

さわ い みつ のり
澤 井 光 範

(1967年8月13日生)

再任

- 取締役会への出席状況：100%（5回/5回）
- 所有する当社の株式数：12,800株
- 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年 9 月 当社入社

2024年 4 月 当社執行役員製造副本部長兼越谷工場長兼システムセンター長

2009年 6 月 当社越谷工場副工場長兼技術課長

2024年 6 月 当社執行役員製造本部長兼越谷工場長兼システムセンター長

2015年 4 月 当社越谷工場長

2025年 6 月 当社取締役製造本部長兼越谷工場長兼システムセンター長兼安全環境室担当（現任）

2021年 6 月 当社執行役員製造副本部長兼越谷工場長

- 当社との特別の利害関係：なし
- 取締役候補者とした理由

同氏は、入社以来、製造部門において製品開発や製造ラインの設計に長年携わり、技術力の強化並びに生産性の向上に貢献していることから、当社の持続的な企業価値向上に資する者として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

4

やま だ えい じ
山 田 栄 司

(1967年 6 月20日生)

再任

- 取締役会への出席状況：100%（5回/5回）
- 所有する当社の株式数：9,400株
- 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年 3 月 当社入社

2022年 6 月 当社執行役員資材部長

2014年 4 月 当社営業本部仙台営業所所長

2025年 6 月 当社取締役資材部長（現任）

2019年 4 月 当社資材部長

- 当社との特別の利害関係：なし
- 取締役候補者とした理由

同氏は、入社以来、営業部門における豊富な経験と実績を有しており、2019年4月に資材部長に就任後はその行動力により供給体制の構築に尽力しており、当社の持続的な企業価値向上に資する者として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

5

の
野 崎みつる
満

(1960年10月5日生)

再任

社外

独立

● 取締役会への出席状況：100%（6回/6回）

● 所有する当社の株式数：200株

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4 月 住江織物株式会社入社

2022年 3 月 同社退職

1989年 4 月 株式会社有沢製作所入社

2022年 6 月 当社社外監査役

2013年 4 月 同社大阪支店長

2025年 6 月 当社社外取締役（現任）

2015年 4 月 同社資材部次長

● 当社との特別の利害関係：なし

● 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、電子材料業界において営業部門や資材部門に長年携わり、組織マネジメントに関する豊富な実務経験と知見を持っており、当社社外監査役の経験もあることから当社の経営全般に貢献いただけると判断し、引き続き取締役候補者としております。

6

ふく だ じゅん いち ろう
福 田 純 一 郎

(1962年10月27日生)

再任

社外

独立

● 取締役会への出席状況：100%（5回/5回）

● 所有する当社の株式数：0株

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 4 月 綜研化学株式会社入社

2019年 4 月 同社代表取締役副社長

2009年 7 月 同社生産本部購買部長

2020年 6 月 同社代表取締役社長

2012年 4 月 同社執行役員営業企画室長

2024年 6 月 同社相談役

2013年 6 月 同社取締役執行役員粘着剤・機能材事業担当

2025年 6 月 当社社外取締役（現任）

2016年 4 月 同社取締役上席執行役員粘着剤・機能材事業、購買担当

● 当社との特別の利害関係：なし

● 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、上場会社において主力である粘着剤事業に長く携わり、海外事業戦略を牽引するなど業績業容の拡大に貢献しており、代表取締役社長就任後は経営執行の最高責任者として強いリーダーシップを発揮しており、当社の経営全般に貢献いただけると判断し、引き続き取締役候補者としております。

- (注) 1. 野崎満氏及び福田純一郎氏の2名は、社外取締役候補者であります。
2. 当社は現在、会社法第427条第1項の規定に基づき、野崎満氏及び福田純一郎氏と同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を結んでおります。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との当該責任限定契約を継続する予定であります。
3. 当社は、全ての取締役を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。
当該契約の概要は、以下のとおりであります。
- ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を補填の対象としております。
 - ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪等に起因する損害等については、補填の対象外としております。
 - ・当該契約の保険料は、全額当社が負担しております。
 - ・各候補者の選任が承認可決された場合には、当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
4. 当社は野崎満氏及び福田純一郎氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 野崎満氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
6. 福田純一郎氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

【ご参考】本総会終了後の取締役及び監査役のスキル・マトリックス

本招集通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合に、当社が各取締役及び監査役に期待する主な知見や経験は次のとおりとなります。

氏 名		企業経営	財務・会計	法務 コンプライ アンス	営業・マー ケティング	技術開発 ・品質	グローバル
取 締 役	堀越 進	●	●	●	●		
	坪田 法幸	●			●		
	澤井 光範					●	
	山田 栄司				●		
	野崎 満			●	●		
	福田 純一郎	●	●	●	●	●	●
監 査 役	山口 利美	●	●	●			
	安藤 正博	●	●			●	●
	魚本 晶子	●		●			

(注) 上記一覧表は、候補者の有する全ての知見や経験を示すものではありません。

以 上

事業報告 2025年4月1日から2026年3月31日まで

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善、インバウンド需要の拡大等を背景に緩やかな回復基調で推移いたしました。しかしながら、米国によるイランへの武力行使やホルムズ海峡閉鎖に端を発する中東産原油・ナフサの調達難及び価格高騰に加え、円安による物価上昇等の影響により、景気の先行きは依然として不透明な状態が続いております。

当社グループが主として関連する塗料業界におきましては、こうした経済環境のもと全体の出荷数量が前年同期を下回りました。

しかし、このような状況下においても、当社グループは有機溶剤専門メーカーとして新規ユーザーの開拓を中心に販売拡大を図りました。結果として製品については、生産数量138,404トンで前年同期比1.6%増、出荷数量138,346トンで前年同期比1.6%増となりました。

当連結会計年度の業績といたしましては、前年同期に比べ出荷数量が増加したものの、販売単価が低下したため、売上高は346億6百万円で前年同期比0.3%減となりました。

主な品目別の売上高は、ラッカーシンナー類が7億31百万円で前年同期比0.4%増、合成樹脂塗料用シンナー類が5億92百万円で前年同期比0.8%減、洗浄用シンナー類が21億19百万円で前年同期比4.7%減、印刷用溶剤類が62億44百万円で前年同期比2.1%減、特殊シンナー類が39億51百万円で前年同期比3.0%増、単一溶剤類が135億8百万円で前年同期比0.4%減、塗料・その他が22億87百万円で前年同期比0.8%減、単一溶剤を中心とした商品が51億40百万円で前年同期比2.0%増、その他収入が30百万円で前年同期比12.6%増となりました。

利益面につきましては、新規需要の開拓や販売価格の是正を行い、効率的な原材料購入の推進に加え、原材料価格が前年同期を下回ったことにより、営業利益は11億70百万円で前年同期比46.4%増、経常利益は12億36百万円で前年同期比41.3%増、親会社株主に帰属する当期純利益は8億89百万円で前年同期比51.2%増となり、いずれも増益となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資は、越谷工場及び兵庫工場のシンナー製造設備等 4 億 75 百万円を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

特記すべき重要な資金調達はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しといたしましては、米国・イラン間の情勢が極めて流動的に推移するなか、ホルムズ海峡閉鎖に端を発する中東産原油・ナフサの調達難及び価格高騰が、当社グループの経営における最大の懸念材料となっております。これに加えて、円安による輸入コストの上昇等もあり、引き続き厳しい経営環境で推移するものと見込んでおります。

このような未曾有の外部環境の変化に対し、当社グループが最優先で取り組むべき課題は、原料調達ルートの多角化による原料の安定確保及び市場価格の変動に即応した機動的な販売価格の改定であると認識しております。

当社グループは、有機溶剤の安定供給という社会的使命をいかなる状況下でも果たすべく、これらの課題解決に向けて全力を傾注してまいります。また、持続的な成長に向けた新規事業の開拓や新製品の開発を進め、強固な収益基盤の構築を目指してまいります。

さらに、最新の AI や IT 技術を活用することで、調達・生産・物流の各工程における徹底した合理化を図る一方、不透明な時代を勝ち抜くための人材育成と組織活性化を推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 71 期 2023年3月期	第 72 期 2024年3月期	第 73 期 2025年3月期	第74期 (当連結会計年度) 2026年3月期
売 上 高 (百万円)	34,391	32,461	34,711	34,606
経 常 利 益 (百万円)	1,307	939	874	1,236
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	955	627	588	889
1株当たり当期純利益 (円)	208.96	137.09	128.55	194.39
総 資 産 (百万円)	24,392	24,132	25,196	26,091
純 資 産 (百万円)	15,441	16,022	16,520	17,400

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
山崎梱包運輸株式会社	12,250千円	100%	運送業

(7) 主要な事業内容

当社は、製品としてラッカーシンナー、合成樹脂塗料用シンナー、印刷用溶剤、洗浄用シンナー、特殊シンナー、単一溶剤など各種化学品の製造販売をしておりますが、一部商品として原料溶剤などを販売しております。

(8) 主要な事業所

① 当社

本 社	東京都港区芝大門一丁目9番9号	
支 店	大阪支店（大阪市）	名古屋支店（名古屋市）
営 業 所	福岡営業所（福岡市）	仙台営業所（仙台市）
工 場	越谷工場（埼玉県）	兵庫工場（兵庫県）

② 子会社

山崎梱包運輸株式会社

本 社	埼玉県越谷市
-----	--------

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
235名	4名

(注) 従業員数には、臨時雇用者（嘱託、パートタイマー及びアルバイト）は含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

性別	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	145名	1名	42.0才	17.9年
女性	47	1	42.4	15.4
合計又は平均	192	2	42.1	17.3

(注) 従業員数には、臨時雇用者（嘱託、パートタイマー及びアルバイト）は含まれておりません。臨時雇用者の年間平均雇用人員は25名であります。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 11,760,000株
 (2) 発行済株式の総数 4,575,177株 (自己株式数 16,823株を除く。)
 (3) 株 主 数 1,054名
 (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
坪 井 典 明	604千株	13.21%
有 限 会 社 坪 井	556	12.16
光通信KK投資事業有限責任組合無限責任組合員光通信株式会社	297	6.50
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	234	5.11
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	169	3.69
大 伸 化 学 従 業 員 持 株 会	136	2.98
丸 善 石 油 化 学 株 式 会 社	130	2.84
I N T E R A C T I V E B R O K E R S L L C	92	2.01
DEUTSCHE BANK AG, SINGAPORE A/C CLIENTS (TREATY)	82	1.80
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	73	1.60

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	堀 越 進	総務部担当 山崎梱包運輸株式会社 取締役
常 務 取 締 役	坪 田 法 幸	営業本部長 兼東日本統括 兼第一営業部長
取 締 役	澤 井 光 範	製造本部長 兼越谷工場長 兼システムセンター長 兼安全環境室担当
取 締 役	山 田 栄 司	資材部長
取 締 役	野 崎 満	
取 締 役	福 田 純 一 郎	
常 勤 監 査 役	山 口 利 美	
監 査 役	安 藤 正 博	
監 査 役	魚 本 晶 子	司法書士

- (注) 1. 取締役野崎満氏、取締役福田純一郎氏は、社外取締役であります。
2. 監査役安藤正博氏、監査役魚本晶子氏は、社外監査役であります。
3. 取締役野崎満氏、取締役福田純一郎氏、監査役安藤正博氏、監査役魚本晶子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。
4. 監査役山口利美氏は、当社経営企画室長として長年にわたり管理業務に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。監査役安藤正博氏は、総合商社、医療機器業界において経理・財務部門等に長年携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 2025年6月27日開催の第73期定時株主総会において、新たに澤井光範氏、山田栄司氏、野崎満氏、福田純一郎氏が取締役に選任され就任いたしました。魚本晶子氏が監査役に選任され就任いたしました。
6. 2025年6月27日開催の第73期定時株主総会において、取締役小林進氏、取締役遠藤次郎氏、取締役小川昌宏氏、取締役新海寛彦氏は任期満了により退任いたしました。監査役野崎満氏は辞任により退任いたしました。
7. 事業年度末日後に生じた取締役及び監査役の担当及び重要な兼職の異動は下記のとおりであります。

氏 名	担当及び重要な兼職の状況		異 動 年 月 日
	変更後	変更前	
坪 田 法 幸	常務取締役 営業本部長 兼東日本統括	常務取締役 営業本部長 兼東日本統括 兼第一営業部長	2026年4月1日
山 口 利 美	山崎梱包運輸株式会社 監査役	—	2026年5月26日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役の野崎満氏、福田純一郎氏、社外監査役の安藤正博氏、魚本晶子氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、全ての取締役及び監査役を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該契約の概要は、以下のとおりであります。

- ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を補填の対象としております。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪等に起因する損害等については、補填の対象外としております。
- ・当該契約の保険料は、全額当社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2022年2月9日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を改定決議しております。当該取締役会の決議に際しては、決議する内容について社外役員の意見を踏まえ決定しております。

また、取締役会は当該事業年度に係る取締役の個人別報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a 報酬制度の目的

企業価値の増大を担う優秀な経営者を確保するため、透明性、公正性の高い報酬決定プロセスの確保を目的としております。

b 報酬水準

報酬水準は、同業種他社及び同業種同規模他社に比べ報酬としての競争力を維持できるような水準を目指し、経済情勢や当社業績、他社水準等を踏まえて見直しを行っております。

c 役員報酬の構成

役員報酬は取締役、監査役別の体系とし、固定報酬である月例の基本報酬及び退職慰労金、短期の業績連動的な意味合いを持つ役員賞与で構成されております。

d 役員報酬決定の手続き

(a) 取締役

取締役の基本報酬は、株主総会の決議により定められた取締役報酬総額の限度内において、各人の職責、経験、能力、実績等を考慮の上、代表取締役社長堀越進が社外取締役と支給総額及び個別支給額を協議した上で取締役会に提示し、社外取締役及び社外監査役の出席する取締役会で協議の上決定しております。

取締役への退職慰労金の支給については、株主総会の決議により取締役会に支給の時期、内容について委ねられ、退職慰労金について定めた規程に基づき、各取締役が歴任した役位別在任年数、役位別係数等から計算した基準額及び在任中の功績を考慮し、社外取締役及び社外監査役の出席する取締役会で協議の上決定しております。

取締役への役員賞与は、原則的には会社が期初に公表した経常利益目標を実績数値が上回った場合に、売上高の目標達成状況、その他定性要因を考慮して取締役への支給の可否、支給総額が株主総会で決議され、その後、社外取締役及び社外監査役の出席する取締役会において個別に支給額を決定しております。

(b) 監査役

監査役の基本報酬は、株主総会の決議により定められた監査役報酬総額の限度内において、各人の職責、経験、能力、実績等を考慮の上、代表取締役が支給総額及び個別支給額を監査役会に提示し、監査役の協議の上決定しております。

監査役への退職慰労金の支給については、株主総会の決議により取締役会に支給の時期、内容について委ねられ、退職慰労金について定めた規程に基づき、各監査役が歴任した役位別在任年数、役位別係数等から計算した基準額及び在任中の功績を考慮し、監査役の協議の上決定しております。

監査役への役員賞与は、監査役への支給の可否、支給総額が株主総会で決議され、その後、監査役の協議の上個別に支給額を決定しております。

(c) 報酬限度額

2015年6月26日開催の第63期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は、年額250,000千円以内（社外取締役20,000千円以内を含む。なお、使用人兼務取締役の使用人としての給与は含まない。）と決議し、監査役の報酬限度額は、年額40,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役1名）、監査役の員数は4名であります。

また、2011年6月29日開催の第59期定時株主総会において、上記の取締役報酬額とは別枠として、常勤取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等は、年額15,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名であります。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	退職慰労金	賞与	
取締役 (社外取締役を除く。)	199,810	116,760	83,050	—	6
監査役 (社外監査役を除く。)	18,400	16,200	2,200	—	1
社外取締役	10,000	9,600	400	—	4
社外監査役	10,000	9,600	400	—	3

(注) 上記の退職慰労金は、当事業年度の引当金繰入額、取締役(社外取締役を除く)6名に対して10,150千円、監査役(社外監査役を除く)1名に対して2,200千円、社外取締役4名に対して400千円、社外監査役3名に対して400千円を含んでおります。

(5) 各社外役員の当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役	野 崎 満	社外監査役として開催された監査役会1回、取締役会1回に出席し、社外取締役就任後に開催された取締役会5回全てに出席し、他業態での組織マネジメントに関する豊富な実務経験と幅広い知見に基づき、新規ビジネスの検証及びプロジェクト案件に関して議案審議に必要な質問・発言・提言を適宜行っております。また、取締役会の席上以外でも、代表取締役等との意見交換の場において、有益な意見具申をされております。
取締役	福 田 純一郎	社外取締役就任後に開催された取締役会5回全てに出席し、海外事業戦略に関する知見や経営執行の最高責任者の経験から議案審議に必要な質問・発言・提言を適宜行っております。また、取締役会の席上以外でも、代表取締役等との意見交換の場において、有益な意見具申をされております。
監査役	安 藤 正 博	監査役会6回全てに出席し、また取締役会にも6回全てに出席し、他業態での経理・財務部門での経験、及び海外において取締役として携わった企業経営に関する豊富な実務経験と幅広い知見に基づき、経営管理の強化を目的としてグローバルな視点での業務のＩＴ化の重要性を説き、議案審議に必要な質問・発言・提言を適宜行っております。また、取締役会及び監査役会の席上以外でも、代表取締役等との意見交換の場において、有益な意見具申をされております。
監査役	魚 本 晶 子	社外監査役就任後に開催された監査役会5回全てに出席し、また取締役会にも5回出席し、司法書士としてコンプライアンス・危機管理に関して、企業法務についての専門的な見地から、議案審議に必要な質問・発言・提言を適宜行っております。また、取締役会及び監査役会の席上以外でも、代表取締役等との意見交換の場において、有益な意見具申をされております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

應和監査法人

(2) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

21,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の額はこれらの合計額を記載しております。

② 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

25,100千円

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外である新リース会計適用助言業務を委託し、対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社都合の場合のほか、会計監査人が会社法・公認会計士法の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会はその事実に基づき、当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、2022年10月3日に山崎梱包運輸株式会社の株式を100%取得し子会社化したことに伴い、会社法施行規則第100条第1項第5号（当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制）を遵守するため、2022年11月10日開催の取締役会において、内部統制システムの基本方針を一部改訂いたしました。

基本方針は、下記のとおりとなっております。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a コンプライアンス体制の全社的取組強化の一環として、「大伸化学グループ企業行動指針」「大伸化学グループ役員・社員行動規範」を制定し、全役員、全社員が法令・定款及び社会的規範を遵守する体制を構築しております。

また、コンプライアンスに対する取組は総務部が総括し、啓蒙教育を継続的に行い、内部監査室等部門がその状況を監査しております。

b 「内部通報マニュアル」に基づき、社内におけるコンプライアンス違反に対する相談窓口を設置し、不正行為の早期発見、是正ができる仕組みを確立しております。

② 取締役の職務執行に係る情報の保存その他の体制

取締役の職務の執行に係る情報は「文書管理規程」「情報セキュリティポリシー」に則り、文書等に記録保存され、常に取締役及び監査役の閲覧に供することができます。

③ 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

経営上のリスクの分析及び対策については「大伸化学グループリスク管理方針」を制定し、経営企画室が主管部署として定期的あるいは随時見直しを行い、経営会議において審議及び方針決定等の対応をしております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

重要事項については、取締役等を構成員とする重要な会議（取締役会、経営会議等）において、効率的かつ迅速に審議決定されております。

また、日常の職務執行に際しましては、決裁規程、決裁権限一覧表等に基づき権限の委譲が行われており、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行しております。

- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - a 当社の「子会社管理規程」に基づき、子会社の経営上の重要な事項の実施に際しては、事前に当社と協議し承認を得る体制となっております。
 - b グループ全体の内部統制の構築という観点から、当社の監査役及び内部監査部門による子会社監査が実施される体制となっております。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

現状、監査役の職務を補助する使用人はおりませんが、監査役の要請に応じて適宜、取締役と協議の上、人員配置することとしております。
- ⑦ 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役より監査業務に必要な命令を受けた社員（以下、補助使用人という）は、その命令に関して、取締役、その他の社員の命令を受けることはありません。
- ⑧ 監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、補助使用人と定期的に、内部監査結果等について情報交換、意見交換を行うとともに、補助使用人が取締役会、経営会議等の重要な会議に出席する機会を確保しております。
- ⑨ 取締役及び使用人が監査役会又は監査役に報告するための体制、その他の監査役会又は監査役への報告に関する事項

取締役又は使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項等については、経営会議等で十分な説明・報告を行うとともに、随時報告・情報提供を行っております。
- ⑩ 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不当な取り扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報窓口（監査役等）に対して通報した者が、処遇等について不利な取り扱いを受けないことを、「内部通報マニュアル」において定められております。

- ⑪ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払等の請求をした時は、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用について支払うものとします。

- ⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

監査役は、代表取締役とは定期的に、経営会議等において意見交換をしております。また監査法人とも年2回以上意見交換を行っております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① コンプライアンス体制

コンプライアンス体制の強化の一環として、「大伸化学グループ企業行動指針」「大伸化学グループ社員・役員行動規範」を制定し、コンプライアンスの重要性を社内に明示しております。また、営業本部会議及び製造本部会議等において具体的事例を示し説明するとともに、業務監査等でコンプライアンスの遵守に関して周知徹底をしております。

② リスク管理体制

「大伸化学グループリスク管理方針」を定め、リスクの見直し対応ができる仕組みを整備するとともに、経営管理部門である経営企画室が計画的にリスク内容の検証も合わせて行っております。当事業年度におきましては、経営企画室が現時点において発生する可能性のあるリスク項目を再度見直し、各部門のモニタリング結果を踏まえて、経営会議において審議し、リスク項目の見直し及びリスクに対する対応を決定しております。

当事業年度におきましては、重大事故の再発防止の観点から、安全環境に関する機能を統括する部門である安全環境室が中心となって、工場内の事故発生の危険度の高い不適合箇所の改善を行い、構内パトロール、安全教育を定期的を実施し、保安事故発生のリスク低減を図っております。

③ 取締役の職務の執行

取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令及び定款に則って行動するように徹底しております。また当事業年度におきましては、経営上の重要事項についての意思決定並びに経営計画の進捗状況の把握を目的とした取締役会を定例として3ヵ月に1回、その他必要に応じて随時開催するとともに経営会議を複数回開催しております。

④ 監査役の職務の執行

監査役会が期初に定めた監査計画に基づき、取締役会及び営業本部会議、製造本部会議等重要な会議に出席するなどして取締役の職務執行状況を監視するほか、会計監査人に対する定期的な監査内容の確認及び「監査上の主要な検討事項」を含めた打合せ、内部監査部門に対する内部統制に関する打合せ、各部門及び各拠点に対する業務監査及び製造部門に対する棚卸立ち合い等を行っております。

当事業年度におきましては、取締役会及び営業本部会議、製造本部会議等重要な会議への出席、会計監査人との間では定期的な打合せの実施、内部監査部門との連絡会の開催、子会社及び全ての拠点に対する業務監査並びに越谷工場・兵庫工場の期末棚卸に立ち合い、コンプライアンス対応等を含めた結果を、定期的に開催した監査役会において審議しております。

⑤ 子会社の経営管理体制

当社の「子会社管理規程」において、子会社が承認を受けるべき事項、報告をすべき事項を定めており、必要に応じ報告を求めることで、当社グループとしての経営について協議し、子会社が当社の経営方針に則って適正に運営されているかを確認しております。

当事業年度におきましては、子会社における「改正貨物自動車運送事業法」の対応状況について、子会社監査等で確認しております。

⑥ 内部監査

内部監査室においては、内部監査計画に基づき当社及び子会社の内部監査を実施するとともに、監査計画及び監査結果については、監査役会及び取締役会に直接報告をしております。さらに、当事業年度におきましては、専門スタッフを配置し、監査内容を拡充させております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要施策のひとつとして位置付けており、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

配当水準といたしましては、業績に対応した配当を行うことを基本としつつ、配当性向25%程度を目安とし、今後の事業展開に備えるための内部留保の充実や企業体質の一層の強化などを勘案して決定しております。

.....
(注) 本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	19,930,022	流 動 負 債	8,441,436
現 金 及 び 預 金	9,341,594	電 子 記 録 債 務	2,548,101
受 取 手 形	92,564	買 掛 金	4,790,869
電 子 記 録 債 権	2,956,865	リ ー ス 債 務	4,410
売 掛 金	6,344,530	未 払 金	425,743
商 品 及 び 製 品	209,536	未 払 費 用	96,428
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	882,491	未 払 法 人 税 等	213,524
未 収 入 金	80,129	未 払 消 費 税 等	133,508
そ の 他	22,357	賞 与 引 当 金	167,396
貸 倒 引 当 金	△46	そ の 他	61,452
固 定 資 産	6,161,840	固 定 負 債	250,294
有 形 固 定 資 産	3,817,427	退 職 給 付 に 係 る 負 債	26,790
建 物 及 び 構 築 物	1,338,994	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	52,025
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	395,711	リ ー ス 債 務	1,125
工 具、器 具 及 び 備 品	120,935	長 期 預 り 金	17,244
土 地	1,961,786	繰 延 税 金 負 債	152,711
無 形 固 定 資 産	358,133	そ の 他	397
借 地 権	25,357	負 債 合 計	8,691,730
ソ フ ト ウ エ ア	18,369	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	314,406	株 主 資 本	16,815,997
投資その他の資産	1,986,279	資 本 金	729,000
投 資 有 価 証 券	774,237	資 本 剰 余 金	675,939
長 期 貸 付 金	34,130	利 益 剰 余 金	15,423,608
長 期 前 払 費 用	17,466	自 己 株 式	△12,551
退 職 給 付 に 係 る 資 産	346,755	その他の包括利益累計額	584,136
差 入 保 証 金	104,436	その他有価証券評価差額金	276,516
保 険 積 立 金	691,213	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	307,619
そ の 他	33,702	純 資 産 合 計	17,400,133
繰 延 税 金 資 産	4,335	負債及び純資産合計	26,091,863
貸 倒 引 当 金	△20,000		
資 産 合 計	26,091,863		

連結損益計算書 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		34,606,132
売上原価		29,809,040
売上総利益		4,797,092
販売費及び一般管理費		3,626,622
営業利益		1,170,470
営業外収益		
受取利息及び配当金	28,155	
保険返戻金	16,407	
受取出向料	2,700	
受取賃貸料	8,728	
その他の	19,377	75,368
営業外費用		
支払利息	2,514	
有形売却損	144	
保険解約損	3,116	
支払補償費	3,660	
その他の	63	9,498
経常利益		1,236,340
特別利益		
固定資産売却益	2,861	2,861
特別損失		
固定資産除却損	5,963	5,963
税金等調整前当期純利益		1,233,238
法人税、住民税及び事業税	324,026	
法人税等調整額	19,848	343,874
当期純利益		889,363
親会社株主に帰属する当期純利益		889,363

連結株主資本等変動計算書 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	729,000	675,939	14,717,251	△12,551	16,109,640
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	△183,007	—	△183,007
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益	—	—	889,363	—	889,363
自己株式の取得	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	706,356	—	706,356
当 期 末 残 高	729,000	675,939	15,423,608	△12,551	16,815,997

(単位：千円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	189,623	220,917	410,541	16,520,182
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	△183,007
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益	—	—	—	889,363
自己株式の取得	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	86,892	86,702	173,594	173,594
当 期 変 動 額 合 計	86,892	86,702	173,594	879,951
当 期 末 残 高	276,516	307,619	584,136	17,400,133

【連結注記表】

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数…………… 1 社

連結子会社の名称…………… 山崎梱包運輸株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…………… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等…………… 移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

a 商品及び製品・原材料…………… 総平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

b 貯 蔵 品…………… 最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

a 有形固定資産

(a) リース資産以外の有形固定資産…………… 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(b) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産…………… 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産…………… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

b 無形固定資産

(a) リース資産以外の無形固定資産…… 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

(b) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産…… 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産…… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

c 長期前払費用……………均等償却をしております。

(3) 重要な引当金の計上基準

a 貸倒引当金……………営業債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

b 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、翌連結会計年度支給見込額のうち当連結会計年度負担分を計上しております。

c 役員賞与引当金……………役員の賞与の支給に備えるため、翌連結会計年度支給見込額を計上しております。

d 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

製品及び商品の販売

化学品事業においては、主に有機溶剤の製造及び販売を行っております。このような製品及び商品の販売については、製品及び商品を引き渡した時点において顧客が当該製品及び商品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該製品及び商品をそれぞれ引き渡した時点で収益を認識しております。

なお、製品及び商品の国内の販売において、出荷時から当該製品及び商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

a 退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定率法により、発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

b のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間で均等償却しております。なお、金額に重要性のない場合には、発生時に全額償却しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産の回収可能性

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 4,335千円

繰延税金負債 152,711千円

2. 会計上の見積り内容に関する情報

(1) 算出方法

繰延税金資産は、将来減算一時差異の解消により、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲を回収可能性があると判断し計上しております。具体的には、将来の一時差異解消スケジュール、タックスプランニング及び収益力に基づく課税所得の見積り等に基づいて判断しております。

(2) 主要な仮定

当社の課税所得の見積りの基礎となる事業計画の主要な仮定は、ナフサ価格を元に予測した製品の販売価格、及び需要予測に基づく製品の販売数量となります。

(3) 翌年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である販売価格及び販売数量は、見積りの不確実性が高く、販売数量及び販売価格が変動する可能性があります。そのため、実際の経営環境や損益の状況が一定の仮定と大きく乖離した場合には、翌連結会計年度の繰延税金資産の回収可能性に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 9,512,256千円

2. 担保に供している資産 建 物 194,423千円

土 地 538,758千円

合 計 733,181千円

上記に対応する債務

1年内返済予定の
長期借入金 ー千円

長期借入金 ー千円

合 計 ー千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式	4,592,000株	－株	－株	4,592,000株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式	16,823株	－株	－株	16,823株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	183,007	40.00	2025年3月31日	2025年6月30日

(2) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2026年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	205,882	45.00	2026年3月31日	2026年6月29日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行等からの借入及び社債の発行による方針です。なお、デリバティブ取引の利用は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形、電子記録債権及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿って期日管理及び与信管理を行い、取引先の信用状況を四半期ごとに把握する体制としています。また、投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。社債の使途は設備投資資金であります。なお、資金調達に係る流動性リスクは、資金計画を作成、更新するとともに、手許流動性の維持などにより管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金及び預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、電子記録債務、買掛金については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
投資有価証券			
その他有価証券	619,862	619,862	－
長期貸付金	34,130	34,130	－
資産計	653,992	653,992	－
リース債務	5,536	5,458	△77
長期未払金	397	392	△4
負債計	5,933	5,851	△82

(注) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度(千円)
非上場株式	154,375

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区 分	時 価(千円)			合 計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	619,862	—	—	619,862
資産計	619,862	—	—	619,862

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区 分	時 価(千円)			合 計
	レベル1	レベル2	レベル3	
長期貸付金	—	34,130	—	34,130
資産計	—	34,130	—	34,130
リース債務	—	5,458	—	5,458
長期末払金	—	392	—	392
負債計	—	5,851	—	5,851

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価については、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規契約を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期末払金

長期末払金の時価については、元利金の合計額を同様の新規契約を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

品 目	販 売 高 (千円)
製品	
ラッカーシンナー類	731,744
合成樹脂塗料用シンナー類	592,158
洗浄用シンナー類	2,119,648
印刷用溶剤類	6,244,416
特殊シンナー類	3,951,863
単一溶剤類	13,508,228
塗料・その他	2,287,702
小計	29,435,763
商品	
単一溶剤	4,499,991
その他商品	640,039
小計	5,140,030
その他収入	30,339
小計	30,339
合計	34,606,132

2. 収益を理解するための基礎となる情報

製品及び商品の販売

化学品事業においては、主に有機溶剤の製造及び販売を行っております。このような製品及び商品の販売については、製品及び商品を引き渡した時点において顧客が当該製品及び商品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該製品及び商品をそれぞれ引き渡した時点で収益を認識しております。

なお、製品及び商品の国内の販売において、出荷時から当該製品及び商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

代金は、取引先との契約に基づき、概ね2.1ヵ月以内に回収しております。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1 株当たり純資産額	3,803円16銭
2. 1 株当たり当期純利益	194円39銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	19,781,138	流 動 負 債	8,411,106
現 金 及 び 預 金	9,200,577	電 子 記 録 債 務	2,548,101
受 取 手 形	92,564	買 掛 金	4,751,784
電 子 記 録 債 権	2,956,865	未 払 金	489,387
売 掛 金	6,339,551	未 払 費 用	70,908
商 品 及 び 製 品	209,536	未 払 法 人 税 等	211,079
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	880,868	未 払 消 費 税 等	121,553
未 収 入 金	79,036	賞 与 引 当 金	158,070
そ の 他	22,183	そ の 他	60,221
貸 倒 引 当 金	△46	固 定 負 債	212,056
固 定 資 産	5,881,586	退 職 給 付 引 当 金	128,198
有 形 固 定 資 産	3,699,046	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	52,025
建 構 物	809,393	長 期 預 り 金	17,244
機 械 及 び 装 置	527,940	繰 延 税 金 負 債	14,588
車 両 運 搬 具	297,537	負 債 合 計	8,623,162
工 具、器 具 及 び 備 品	51,678	(純 資 産 の 部)	
土 地	119,341	株 主 資 本	16,763,046
無 形 固 定 資 産	1,893,156	資 本 金	729,000
借 地 権	357,098	資 本 剰 余 金	675,537
ソ フ ト ウ エ ア	25,357	資 本 準 備 金	666,880
そ の 他	17,384	そ の 他 資 本 剰 余 金	8,657
投 資 其 他 の 資 産	314,356	利 益 剰 余 金	15,371,059
投 資 有 価 証 券	1,825,442	利 益 準 備 金	86,245
関 係 会 社 株 式	774,237	そ の 他 利 益 剰 余 金	15,284,814
長 期 貸 付 金	137,800	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	31,057
長 期 前 払 費 用	95,930	別 途 積 立 金	3,475,000
差 入 保 証 金	17,057	繰 越 利 益 剰 余 金	11,778,756
保 険 積 立 金	100,291	自 己 株 式	△12,551
そ の 他	688,473	評 価 ・ 換 算 差 額 等	276,516
貸 倒 引 当 金	31,652	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	276,516
	△20,000	純 資 産 合 計	17,039,562
資 産 合 計	25,662,725	負 債 及 び 純 資 産 合 計	25,662,725

損益計算書 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		34,576,474
売上原価		29,898,802
売上総利益		4,677,672
販売費及び一般管理費		3,552,751
営業利益		1,124,920
営業外収益		
受取利息及び配当金	28,833	
保険返戻金	16,407	
受取出向料	2,700	
受取賃貸料	8,728	
その他	19,513	76,183
営業外費用		
支払利息	2,514	
手形売却損	144	
保険解約損	3,116	
支払補償費	3,660	
その他	63	9,498
経常利益		1,191,604
特別利益		
固定資産売却益	2,708	2,708
特別損失		
固定資産除却損	5,963	5,963
税引前当期純利益		1,188,349
法人税、住民税及び事業税	316,353	
法人税等調整額	13,359	329,713
当期純利益		858,636

株主資本等変動計算書 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	利 益 準 備 金	その他利益剰余金
当 期 首 残 高	729,000	666,880	8,657	86,245	14,609,184
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	－	△183,007
固定資産圧縮積立金の取崩	－	－	－	－	－
当 期 純 利 益	－	－	－	－	858,636
自己株式の取得	－	－	－	－	－
自己株式の処分	－	－	－	－	－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－	675,629
当 期 末 残 高	729,000	666,880	8,657	86,245	15,284,814

(単位：千円)

	株 主	資 本	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△12,551	16,087,417	189,623	189,623	16,277,041
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	－	△183,007	－	－	△183,007
固定資産圧縮積立金の取崩	－	－	－	－	－
当 期 純 利 益	－	858,636	－	－	858,636
自己株式の取得	－	－	－	－	－
自己株式の処分	－	－	－	－	－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－	86,892	86,892	86,892
当 期 変 動 額 合 計	－	675,629	86,892	86,892	762,521
当 期 末 残 高	△12,551	16,763,046	276,516	276,516	17,039,562

(注) その他利益剰余金の内訳

(単位：千円)

	固定資産圧縮積立金	別 途 積 立 金	繰越利益剰余金	合 計
当 期 首 残 高	33,231	3,475,000	11,100,952	14,609,184
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	－	－	△183,007	△183,007
固定資産圧縮積立金の取崩	△2,174	－	2,174	－
当 期 純 利 益	－	－	858,636	858,636
自己株式の取得	－	－	－	－
自己株式の処分	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	△2,174	－	677,803	675,629
当 期 末 残 高	31,057	3,475,000	11,778,756	15,284,814

【個別注記表】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品及び製品・原材料……………総平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 貯蔵品……………最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

① リース資産以外の有形固定資産……………定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

② リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(2) 無形固定資産

① リース資産以外の無形固定資産……………定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

② リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 長期前払費用……………均等償却をしております。

4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………営業債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、翌事業年度支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しております。
- (3) 役員賞与引当金……………役員の賞与の支給に備えるため、翌事業年度支給見込額を計上しております。
- (4) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。
- 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定率法により、発生の翌事業年度から費用処理しております。
- ・未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。
- (5) 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

製品及び商品の販売

化学品事業においては、主に有機溶剤の製造及び販売を行っております。このような製品及び商品の販売については、製品及び商品を引き渡した時点において顧客が当該製品及び商品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該製品及び商品をそれぞれ引き渡した時点で収益を認識しております。

なお、製品及び商品の国内の販売において、出荷時から当該製品及び商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産の回収可能性

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 一千円

繰延税金負債 14,588千円

2. 会計上の見積り内容に関する情報

(1) 算出方法

繰延税金資産は、将来減算一時差異の解消により、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲を回収可能性があると判断し計上しております。具体的には、将来の一時差異解消スケジュール、タックスプランニング及び収益力に基づく課税所得の見積り等に基づいて判断しております。

(2) 主要な仮定

当社の課税所得の見積りの基礎となる事業計画の主要な仮定は、ナフサ価格を元に予測した製品の販売価格、及び需要予測に基づく製品の販売数量となります。

(3) 翌年度の計算書類に与える影響

主要な仮定である販売価格及び販売数量は、見積りの不確実性が高く、販売数量及び販売価格が変動する可能性があります。そのため、実際の経営環境や損益の状況が一定の仮定と大きく乖離した場合には、翌事業年度の繰延税金資産の回収可能性に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 9,264,719千円

2. 担保に供している資産	建	物	194,423千円
	土	地	538,758千円
	合	計	733,181千円

上記に対応する債務

1年内返済予定の		
長期借入金		－千円
長期借入金		－千円
合	計	－千円

3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

短期金銭債権 64千円

長期金銭債権 61,800千円

短期金銭債務 76,431千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売上高 680千円

営業費用 751,609千円

営業取引以外の取引高 2,539千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式	16,823株	－株	－株	16,823株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	49,570千円
貸倒引当金	6,286千円
未払事業税	15,924千円
未払費用	10,389千円
退職給付引当金	40,203千円
役員退職慰労引当金	16,315千円
土地	7,935千円
会員権	7,941千円
減価償却費	11,848千円
その他	22千円
繰延税金資産小計	166,437千円
評価性引当額	△38,464千円
繰延税金資産合計	127,972千円

(繰延税金負債)

建物等圧縮積立金	△14,189千円
その他有価証券評価差額金	△128,371千円
繰延税金負債合計	△142,561千円
繰延税金資産の純額	△14,588千円

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

製品及び商品の販売

収益を理解するための基礎となる情報は、「【連結注記表】(収益認識に関する注記)」に記載のとおりであります。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	3,724円35銭
2. 1株当たり当期純利益	187円67銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

大 伸 化 学 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

應 和 監 査 法 人

東京都千代田区

指 定 社 員	公認会計士	土 居 靖 明
業務執行社員		
指 定 社 員	公認会計士	堀 友 善
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大伸化学株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大伸化学株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

大 伸 化 学 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

應 和 監 査 法 人

東京都千代田区

指 定 社 員	公認会計士	土 居 靖 明
業務執行社員		
指 定 社 員	公認会計士	堀 友 善
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大伸化学株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第74期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思の疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び全ての事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思の疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人應和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人應和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月13日

大伸化学株式会社 監査役会

常勤監査役	山	□	利	美	㊞
社外監査役	安	藤	正	博	㊞
社外監査役	魚	本	晶	子	㊞

以 上

※株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。

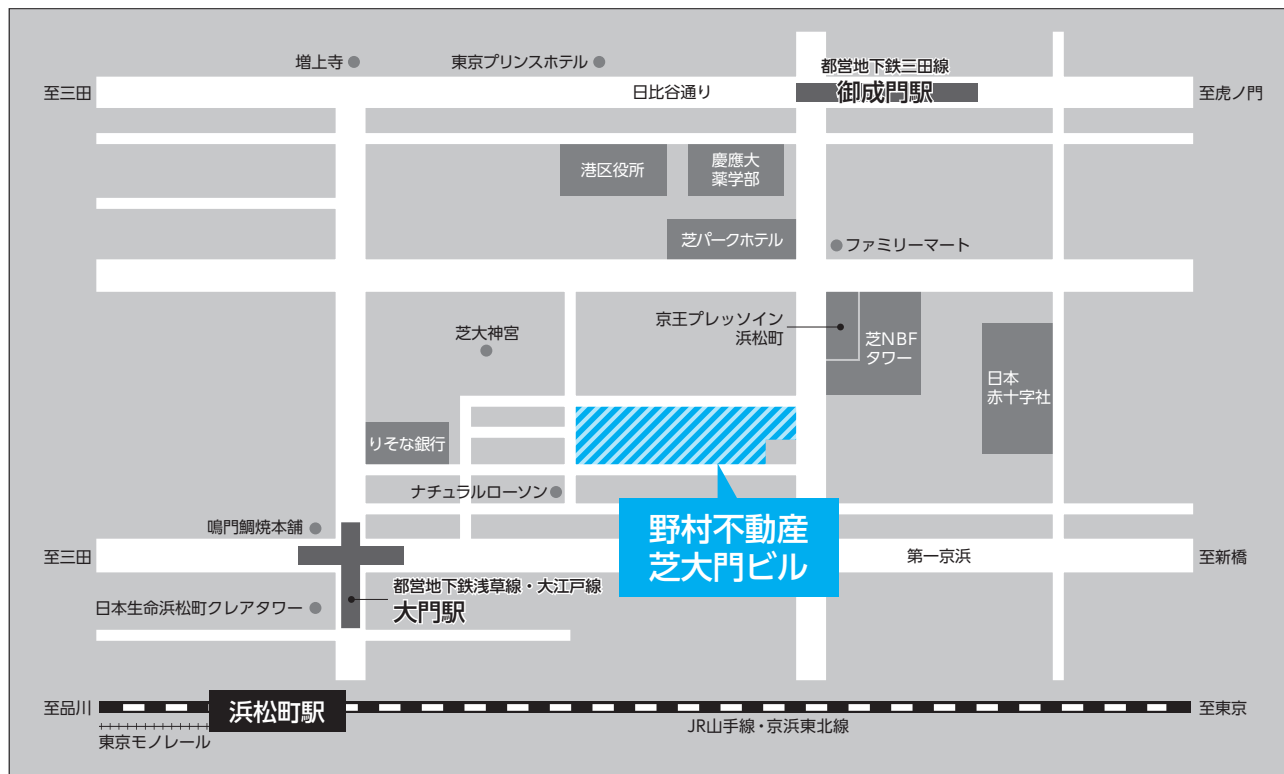
株主総会会場 ご案内図

会場

東京都港区芝大門一丁目9番9号

野村不動産芝大門ビル 11階

電話：03 (3432) 5871



交通の
ご案内

- JR山手線・京浜東北線／東京モノレール 「浜松町駅（北口）」より 徒歩 8 分
- 都営地下鉄三田線 「御成門駅」より 徒歩 5 分
- 都営地下鉄浅草線・大江戸線 「大門駅」より 徒歩 5 分

大伸化学株式会社

<https://www.daishin-chemical.co.jp>

ご来場に当たり
サポートが必要な方は、
事前にお電話でご連絡ください。

大伸化学株式会社
電話：03 (3432) 5871
(土日祝日を除く 9:00～17:00)

UD
FONT